

平成29年度 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の随意契約にかかる契約締結の状況

津山圏域衛生処理組合契約規則では、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に定めるシルバー人材センター等と随意契約をしたときは契約締結状況の公表をするよう定めています。

契約締結状況の公表						
	契約の名称	契約締結日	契約期間	契約金額(円)	契約相手方の氏名又は名称及び住所	契約相手方を選定した理由
1	平成29年度津山圏域衛生処理センター及び緑水園文化体育館・公園内樹木剪定等業務	平成29年5月8日	平成29年5月8日 ～ 平成30年3月31日	523,800	公益社団法人 津山市シルバー人材センター 津山市山北638番地の1	・地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センターであるため。